国の一般会計歳入及び国税収入決算額(平成27~令和元年度) 6

(1) 国の一般会計歳入決算額

(単位	億円)

	項			目				平成27年	度	平成 28 年	度	平成 29年	F 度	平成30年	・度	令和元年度
-	般	会	計	歳	入	総	額	1 021	753	1 027	740	1 036	440	1 056	974	1 091 62
租	税	及	び	印	紙	収	入	562	854	554	686	587	875	603	564	584 41
官	業	益 金	及	び	官業	収	入		455		470		502		507	51
政	府	資	産	整	理	収	入	3	490	3	842	2	782	2	680	2 26
雑			Ц	又			入	47	115	48	946	57	413	50	984	71 38
公			f	責			金	349	183	380	346	335	546	343	954	365 81
前	年	度	剰	余	金	受	入	58	657	39	450	52	323	55	284	67 22

(資料) 財務省「令和元年度決算の説明」

(2) 国税収入決算額

(単位 億円)

	(億円)							_ 5 .				_ 5		
		項		目		平成27年	度	平成28年	度	平成29年	度	平成30年	医	令和元年度
国	税	収	入	総	額	599	694	589	562	623	803	642	241	621 751
-	A	y	会	Ħ	分	562	854	554	686	587	875	603	564	584 415
Ī	所		得		税	178	071	176	111	188	816	199	006	191 707
	源		泉		分	147	732	144	860	156	271	165	650	159 375
	申		告		分	30	340	31	251	32	544	33	356	32 332
	法		人		税		274		289		953		180	
	相		続		税		684		314		920		333	23 005
ì	消		費		税	174	263	172	282	175	139	176	809	183 527
	酒				税		380		195		041		751	12 473
	た	ば		2	税		536		142		642		613	
	揮	発	48	油っ	税	24	646 92	24	342 87	23	962 82	23	478 76	
_	石	油	ガ	ス	税		92		0/		02		70	00
	航 空		笺 炸	然料	税		513		514		522		527	
	石	油	石	炭	税		304		020		908		014	
	電源	開	発	促進	税		159		197		257		220	
	自 重			重量	税	3	849	3	915	3	778	3	944	3 881
	国 際 関	観	光	旅客	税税	10	- 487	٥	390	10	241	10	69 711	444 9 412
						10		3		10		10		
	<u>ك</u>		ん		税		99		98		99		103	
	そ	/ort	の	de-	他	10	0	10	0	10	0	10	0	=
F	印	紙		収	入	10	495	10	791	10	515	10	729	10 232
交	付税及	び譲与		上金特別会 記	十分	31	609	29	756	30	628	33	259	32 091
	地	方	法	人	税		161		292		539		806	
	地力			発 油	税	2	637	2	605	2	564	2	512	
		ガス		(譲与分			92		87		82		76	
		焦燃 料		(譲与分			147	0	147	0	149	0	150	
	自 動 車 特	1 重 量 別		(譲与分		2	642 124	2	687 123	2	593 123	2	707 128	
	^村 地 方	法	と 人	ん 特 別	税税	20	806	17	816	18	578	20	879	
,	, J	124	/	10 00	106	20	000	17	010	10	070	20	013	20 400
玉	債 整	理 基	金幣		分	1	475	1	414	1	337	1	248	1 238
Ĭ	たに	ť :	- 4	寺 別	税	1	475	1	414	1	337	1	248	1 238
				興 特 別 会			707		671		939		154	
	復 興 復 興	特 特	別 別	所 法 人	税税	3	707 –	3	671 -	3	939	4	154 -	4 001
そ			Ø		他		49		35		23		16	6
	そ		の		他		49		35		23		16	
	,		-/		تك ا		10		50		20			· ·

(資料) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」

- (備考) 1 地方法人特別税は、平成20年度税制改正において地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定 措置として創設された。

 - 2 地方揮発油税は、平成21年度税制改正において地方道路税が使途制限を廃止し、改称されたものである。3 復興特別所得税および復興特別法人税は、東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するため、平成24年度から導入された。
 - 4 地方法人税は、平成26年度税制改正において地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、法人住民税法人税割の 税率の引下げにあわせて、地方交付税の財源を確保するため創設された。
 - 5 国際観光旅客税は、平成30年度税制改正において観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するため創設さ れた。